寒川町後期高齢者医療に関する条例新旧対照表

現行	改正案
～略～	～略～
（保険料を徴収すべき被保険者） 第3条　町が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる被保険者とする。	（保険料を徴収すべき被保険者） 第3条　町が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる被保険者とする。
(1)　（略）	(1)　（略）
(2)　法第55条第1項＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿の規定の適用を受ける被保険者であつて、病院等（同項＿＿＿＿＿＿に規定する病院等をいう。以下同じ。）に入院等（同項に規定する入院等をいう。以下同じ。）をした際町内に住所を有していた被保険者	(2)　法第55条第1項（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける被保険者であつて、病院等（法第55条第1項に規定する病院等をいう。以下同じ。）に入院等（同項に規定する入院等をいう。以下同じ。）をした際町内に住所を有していた被保険者
(3)　法第55条第2項第1号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿の規定の適用を受ける被保険者であつて、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際町内に住所を有していた被保険者	(3)　法第55条第2項第1号（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける被保険者であつて、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際町内に住所を有していた被保険者
(4)　法第55条第2項第2号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿の規定の適用を受ける被保険者であつて、最後に行つた同号＿＿＿＿＿＿＿＿に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際町内に住所を有していた被保険者	(4)　法第55条第2項第2号（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける被保険者であつて、最後に行った法第55条第2項第2号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際町内に住所を有していた被保険者
（加える）	(5)　法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により町に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者
～略～	～略～
	附　則 （施行期日） 1　この条例は、平成30年4月1日から施行

	する。 （経過措置） 2　この条例による改正後の寒川町後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。